

第 6163 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月20日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 引っ越しした場合の通勤費の非課税限度額

Q : 来月に転勤になるので、引っ越しをしました。月の途中で引越した場合の通勤費の非課税限度額はどのように計算したらいいのですか？

A : 変更前と変更後の通勤距離のうちいずれか長い方の通勤距離に応じた金額を非課税限度額とすることが認められます。

【解説】

所得税法では、給与所得者が通勤に必要な交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当については、1か月当たり一定金額までは非課税とすることが定められています(通勤費の非課税限度額)が、月の途中で通勤距離を変更した場合の「1か月当たりの非課税限度額」の算定方法については、規定が設けられていません。

したがって、月の途中で通勤方法・距離を変更した場合でもその月の1日現在の通勤方法に基づいて通勤手当を支給しているときは、その月の1日現在の通勤距離等に基づいた非課税限度額で差し支えないこととしていますので、お問合せの場合についても、変更前と変更後のいずれか長い方の通勤距離に応じた金額(月額)によることとしても差し支えないものと思われれます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】